11/13～ 11/20

岩見沢市告示第１６４号

公　示　送　達

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項及び岩見沢市税条例（昭和２５年条例第２７号）第１７条の規定により、下記の者について公示送達を行う。

なお、送達を受けるべき書類は、岩見沢市企画財政部税務課に保管してあるので、申し出があれば交付する。

令和　８年１１月１３日

岩見沢市長　　松　野　　哲

１　送達を受けるべき書類の名称

市民税・道民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（令和７・８年度分）

２　送達を受けるべき者の氏名等

年　度	氏名（名称）	宛名番号
令和７年度	鈴木　竜弥	3570827
令和８年度	藤田　誠	30446033
令和８年度	浦田　拓哉	3355381

３　送達を受けるべき書類の交付場所及び問合せ先

岩見沢市企画財政部税務課

４　送達を受けるべき書類の交付請求及び問合せの受付時間

９時００分～　　１７時００分（土曜、日曜、祝日を除く。）

注意　この公示を開始した日から起算して７日を経過したときは、（岩見沢市税条例第１７条で準用する）地方税法第２０条の２第３項の規定による、書類の送達があったものとみなされます。